

富山県正社員転換・待遇改善実現プラン

計画期間等

- 計画期間は、平成28年度(平成28年4月)～平成32年度(平成33年3月)の5か年とする。
- プランの着実かつ効果的な推進を図るため、プランの進捗状況を毎年把握・公表する。
- プランの中間年である平成30年度に、進捗状況等を踏まえ、必要に応じ、目標値等を見直すほか、状況等の変化に対応し、目標値等を見直すこともあり得る。
- 富山県正社員転換・待遇改善実現プラン（富山労働局に設置されている働き方改革推進、正社員転換・待遇改善実現本部において、平成28年3月に策定）は、厚生労働省のプランの内容も参考としつつ、産業構造など地域の実状等を考慮して、具体性かつ実効性のあるものとする。

主要な目標

■非正規

- ハローワークによる正社員就職数：4.7万人（平成26年度実績：9,984人）
- ハローワークにおける正社員求人数：27万件（平成26年度実績：44,109人）

■若者

- 学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職件数：12,200件（平成26年度実績：2,338件）
- ハローワークの職業紹介により、正社員に結びついたフリーター等の件数：8,900件（平成26年度実績：1,900件）

■待遇改善

- 正社員と非正規雇用労働者の賃金格差の縮小を図る。

正社員転換・待遇改善実現プラン

取組目標・取組

(1) 正社員転換等について

① 非正規雇用労働者の正社員転換等

目標

- ハローワークによる正社員就職数： 4.7万人
(平成28-32年度累計) (平成26年度： 9,984人)
- ハローワークにおける正社員求人数： 27万人
(平成28-32年度累計) (平成26年度： 44,109人)
- キャリアアップ助成金を活用した正社員転換数： 1,500人
(平成28-32年度累計) (平成26年度： 26件)

取組

- ハローワークにおける正社員求人への積極的な確保や、正社員就職に向けた担当者制による支援等
- キャリアアップ助成金の活用促進による正社員転換等の推進
- 業界団体等に対する非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の取組についての要請
- 公的職業訓練の実施による地域の人材育成の推進

② 対象者別の正社員転換等

ア. 若者等

目標

- 学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職件数： 12,200件 (平成26年度： 2,338人)
- ハローワークの職業紹介により、正社員に結びついたフリーター等の件数： 8,900件 (平成26年度： 1,900件)
- ユースエール認定企業数： 18社
(平成28-32年度累計)
- ジョブ・カードを活用した有期実習型訓練の正社員就職率： 80%

取組

- 若者雇用促進法の円滑な施行
- 新卒者等の新卒応援ハローワーク等における正社員就職の実現
- フリーター等へのわかものハローワーク等におけるきめ細かな職業相談等
- ニート等への地域若者サポートステーションにおける地方自治体、学校と協働した支援等
- ひとり親へのハローワークにおける就職支援
- 雇用型訓練（OJTとOff-JTを組み合わせた実践的訓練）の推進等による若者の職業能力開発の推進

正社員転換・待遇改善実現プラン

取組目標・取組

イ. 派遣労働者

目標

- 無期雇用派遣の増加：平成29年6月1日時点の比率から3.8パーセントポイント増
- 紹介予定派遣の増加：全事業所の5%
(平成25年度：全事業所数の3.6%)

取組

- 改正労働者派遣法の円滑な施行
- 経過措置期間中の専門26業務で働く方への相談対応
- 労働契約申込みみなし制度の円滑な施行、紹介予定派遣の活用の促進、紛争防止措置の周知啓発等

ウ. 有期契約労働者

目標

- キャリアアップ助成金を活用して有期契約から正規雇用等に転換した労働者の数：1,500人
(平成28-32年度累計) 【再掲】 (平成26年度：26人)

取組

- 無期労働契約への転換ルール、雇止め法理の周知等
- 助成金を活用した有期契約労働者の無期転換等の促進
- キャリアアップ助成金の活用促進による正社員転換等の推進

エ. 短時間労働者

目標

- パートタイム労働法に基づく報告徴収及び正社員転換措置に係る好事例の周知を行った事業所数：1,700事業所
(平成27年度雇用均等指導員訪問事業所数264事業所)
(平成29年度働き方・休み方改善コンサルタント訪問事業所数121事業所)

取組

- パートタイム労働法に基づく正社員転換措置の好事例の収集等

正社員転換・待遇改善実現プラン

取組目標・取組

③ 「多様な正社員」の推進

目標

- 事業所訪問の際に短時間正社員制度の周知を行った事業所数：1,700事業所
(平成27年度雇用均等指導員訪問事業所数264事業所)
(平成29年度働き方・休み方改善コンサルタント訪問事業所数121事業所)

取組

- モデル就業規則の周知、コンサルティングの実施
- 「多様な正社員」に関するシンポジウムの開催、専用HPでの好事例の掲載等
- 短時間正社員制度導入支援マニュアルの普及等

(2) 待遇改善について

目標

- 正社員と非正規雇用労働者の賃金格差の縮小を図る。【再掲】
- ユースエール認定企業の数：18社【再掲】
- 事業所訪問の際等に「パートタイム労働者活躍企業宣言サイト」の周知を行った事業所数：1,700事業所
(平成27年度雇用均等指導員訪問事業所数264事業所)
(平成29年度働き方・休み方改善コンサルタント訪問事業所数121事業所)

① 非正規雇用労働者共通の待遇改善

取組

- 正社員と非正規雇用労働者との間の同一労働同一賃金の取組の推進
- 企業収益を踏まえた賃金の引上げに向けた働きかけや必要な環境整備を実施
- キャリアアップ助成金の処遇改善コース・人材育成コースの活用促進等による待遇改善・職業能力開発の推進
- 職場のハラスメント防止に向けた取組の実施
- 労働条件の確保・改善対策の推進、雇用管理改善による魅力ある職場づくりの推進、労働保険の適用推進、中小企業退職金共済制度への加入促進

正社員転換・待遇改善実現プラン

取組目標・取組

② 対象者別の待遇改善

ア. 若者

取組

- 学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組の強化、学生・生徒等に対する労働法制の周知
- 若者の雇用管理改善の促進、ユースエール認定制度の推進

イ. 派遣労働者

取組

- 労働者派遣法に基づく均衡待遇の推進
- 諸外国の実態等を把握し、同一労働同一賃金の在り方について検討
- 教育訓練、キャリアコンサルティングの実施等
- 偽装請負など違法派遣に対する厳正な行政指導、許可制の運用等

ウ. 有期契約労働者

取組

- 労働契約法第20条の趣旨及び規定内容の周知徹底

エ. 短時間労働者

取組

- パートタイム労働法の履行確保
- 雇用管理改善に向けた企業の自主的な取組の促進、職務分析・職務評価の普及促進
- 総合的な情報提供の実施

その他

取組

- 正社員の働き方の改善（過重労働解消、過労死等防止対策、テレワーク・在宅就業の推進等） 等